

老施協
ViSION 2035

老施協

J S - W e e k l y

no. 972

発行 令和7年4月11日

編集 公益社団法人
全国老人福祉施設
協議会

今週のトピックス

- | | | | |
|---|--|--|---|
| <p>更なる経済対策と介護報酬の期中改定に向けて、介護関係5団体が要望</p> <p>「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方検討会」中間とりまとめへ</p> <p>介護職員等処遇改善加算の様式一部修正と最新情報をWebで公開</p> <p>介護報酬Q&A第13弾公表—計画書の記載とICT条件を明示</p> <p>介護保険：東日本大震災の被災者への減免支援措置、福島二村の区域解除に伴い一部改正</p> | <p>〉 P.2</p> <p>〉 P.3</p> <p>〉 P.5</p> <p>〉 P.6</p> <p>〉 P.7</p> | <p>LIFE第2回説明会の動画・資料を公開—令和6年度改定を踏まえた利活用推進へ</p> <p>医療・介護の個人情報の取扱いのためのガイダンスを一部改正—SNS活用や研修記録の保存等に対応</p> <p>社会福祉法人の経営に厳しさ：業況・資金繰り・人手ともに悪化傾向</p> <p>コロナ対応融資の返済条件変更に関するご案内（WAM）</p> | <p>〉 P.8</p> <p>〉 P.9</p> <p>〉 P.10</p> <p>〉 P.11</p> |
|---|--|--|---|

〈 国の一週間 〉

国会 政府 厚生労働省	1/24～	国会（常会）
	4/7	「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会（第5回）
	4/9	中央社会保険医療協議会
	4/9	「第18回労働政策審議会 職業安定分科会 雇用環境・均等分科会 同一労働同一賃金部会」
	4/10	第23回疾病・障害認定審査会感染症・予防接種審査分科会新型コロナウイルス感染症予防接種健康被害審査第三部会

〈 老施協の一週間 〉

全国老施協	4/16	第1回正副会長・委員長会議



全国老施協

更なる経済対策と介護報酬の期中改定に向けて、介護関係5団体が要望

全国老施協（会長：大山知子）は、令和7年4月9日、自民党「地域の介護と福祉を考える参議院議員の会（末松信介会長）」に出席した。出席した介護関係5団体（※）は、議員連盟に所属する国会議員の先生方や出席した財務省主計局及び厚労省老健局の担当者に対して、更なる経済対策及び令和8年度の期中改定の実施を要請した。



全国老施協の大山会長は具体的な要望として、処遇改善が間に合っていないからこそ介護職員の平均賃金は他産業より8.3万円もの差があること、食事については公定価格の中で赤字を積み重ねながらも創意工夫をして提供を続けている実態を伝えた上で、「食費・基準費用額の引き上げ」と「介護報酬及び基準費用額を物価・賃金スライドで改定する仕組みの導入」が必要不可欠だと訴えた。

その後の意見交換では、上月良祐参議院議員から「保険料が上がるから十分な賃上げ措置ができないというのであれば税で賄うべき。財務省や厚労省は本当に苦しい現場の実情を見に行っていただきたい」との発言が、和田政宗参議院議員から「食費の基準費用額は令和6年度介護報酬改定で見直しが行われなかったことはおかしい」「社会保障費の増大イコール悪という考え方は止めるべきである」との発言があった他、多数の出席議員から団体からの要望を擁護する発言があった。

なお、今後の要望等の取り扱いについては、末松信介会長の一任で進められることとされた。

※公益社団法人全国老人福祉施設協議会、全国老人保健施設連盟、一般社団法人全国介護事業者政治連盟、一般社団法人全国介護事業者協議会、一般社団法人介護人材政策研究会

全国老施協が当該議員連盟へ提出した資料は参考資料より確認できる。

（参考資料：[全国老施協「介護報酬の期中改定に向けて」](#)）



ご意見・ご要望は
こちらまで



公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705

Mail js.jimukyoku@roushikyo.or.jp

URL <https://www.roushikyo.or.jp>

Twitter, Facebook, Instagram, LINEでも情報発信中！

 老施協.com



厚生労働省

「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方検討会」中間とりまとめへ

厚生労働省は令和7年4月7日、「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会（第5回）を開催。これまでの議論で説明された各現状と課題・論点に対する意見やヒヤリングを基に「中間とりまとめ」の案を提示。参加した構成員から大筋の方向性としての合意を得た。



大山知子構成員（社会福祉法人蓬愛会理事長）は、既に危機的な状況となっている中山間・人口減少地域における配置基準等の弾力化の必要性等について、強く意見を述べており、それらが中間とりまとめに反映された。

（大山構成員の意見が反映された主な中間とりまとめ）

- ・ 中山間・人口減少地域においては、一定のサービスの質の維持を前提として、柔軟な対応を制度の壁に捕らわれずに講じていくことが必要。サービスの質の維持のためには、複数の事業所における人材のシェア、地域におけるタスクシフトやタスクシェア等による業務効率化を一層進めていくことも必要。
- ・ 中山間・人口減少地域において介護事業者が今後もその地域でサービス提供を維持・確保できる体制を整備するため、例えば、地域の中核的なサービス提供主体に対して、地域に残り続けるとともに、地域におけるサービスを維持・確保していくことなど一定の条件・特別の役割を付した上で、配置基準等の弾力化やインセンティブの付与等を講じるなど、新たな柔軟化のための枠組みを検討することが考えられる。
- ・ 中山間・人口減少地域においては、生産年齢人口の減少が全国に比して進んでおり、介護人材や専門職の確保が困難な中、常勤・専従要件や夜勤など、様々な配置基準について弾力化していくことが考えられる。



ご意見・ご要望は
こちらまで



公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705

Mail js.jimukyoku@roushikyo.or.jp

URL <https://www.roushikyo.or.jp>

Twitter, Facebook, Instagram, LINEでも情報発信中！

 老施協.com



- ・ 令和6年度同時改定で導入された、施設等における高齢者の急変時における対応等が可能な協力医療機関との連携について、二次医療圏まで広げても医療介護連携のマッチングができていない福祉施設・介護施設が一定程度あり、地域差も大きいとの指摘がある。連携が進んでいない地域については、都道府県が行う地域医療構想調整会議の場を活用して、高齢者施設等の協力医療機関としての役割を担う医療機関を調整するなど、検討することが重要である。
- ・ 介護保険施設の一部で障害福祉サービス、保育等を行う場合に、元々の補助金の目的範囲外での返還を求められることのないよう、地域密着の施設から広域型施設への転用、10年以内の一部転用の緩和等を行うなど、柔軟な制度的な枠組みの検討が必要との意見があった。この点は、他の福祉サービスの共通課題でもあり、本検討会において引き続き議論を深めていく。

なお、中間とりまとめ（案）の修正は座長に一任され4月10日付で公表されている。今後、中間とりまとめは介護保険部会に報告し、順次議論される。また、4月以降、障害福祉やこどもなど他の福祉分野と共通の課題、社会福祉法人の経営支援等について議論し、夏にとりまとめられる予定。

（参考資料：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_48343.html）



ご意見・ご要望は
こちらまで



公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705

Mail js.jimukyoku@roushikyo.or.jp

URL <https://www.roushikyo.or.jp>

Twitter, Facebook, Instagram, LINEでも情報発信中！

 老施協.com



 老施協
デジタル



厚生労働省

介護職員等処遇改善加算の様式一部修正と最新情報をWebで公開

▶厚労省が加算に関する様式を修正、Q&A第2版とリーフレットも更新掲載

厚生労働省は3月31日、「介護職員等処遇改善加算」および「介護人材確保・職場環境等改善事業」に関する最新情報として、関連書類の修正およびQ&A・リーフレットの更新を行い、専用ホームページに掲載したことを通知した。

この更新は、2月7日および3月17日に発出された通知・Q&Aに続く補足対応であり、一部様式の入力不具合の修正を含むものである。

■主な変更点

①介護職員等処遇改善加算

○令和6年度 実績報告書（様式3-1）

- ・セルF126「その他」欄に記入不可だった不具合を修正（ロック解除）

○令和7年度 大規模事業所用計画書（様式2-2）

- ・セルL列（444行目以降）参照関数を修正
- ・セルAK5：合算対象を8011行目まで拡張
- ・提出目的が「補助金提出」の場合、不要項目が自動的にグレーアウトされる仕様に修正

○「処遇改善加算に関するQ&A（第2版）」の掲載

②介護人材確保・職場環境改善等事業

○「総合対策に係るリーフレット」の掲載

■更新先ホームページ

厚生労働省「介護職員の処遇改善」専用ページにて公開

<https://www.mhlw.go.jp/shogu-kaizen/index.html>

【問い合わせ先】

- ・介護事業所向け：050-3733-0222
- ・自治体向け：03-5253-1111（内線3948）FAX：03-3595-4010

（参考資料：<https://www.mhlw.go.jp/content/001469808.pdf>）



ご意見・ご要望は
こちらまで



公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705

Mail js.jimukyoku@roushikyo.or.jp

URL <https://www.roushikyo.or.jp>

Twitter, Facebook, Instagram, LINEでも情報発信中！

老施協.com



老施協
デジタル



厚生労働省

介護報酬Q&A第13弾公表—計画書の記載とICT条件を明示

▶様式記載の取り扱いやケアプラン連携システムの代替条件を整理

厚生労働省は、令和7年4月7日付事務連絡『「令和6年度介護報酬改定に関するQ & A（Vol.13）（令和7年4月7日）」の送付について』を発出した。

今回のQ&Aでは、通所・施設系サービスにおけるリハビリ・栄養・口腔の実施計画書の様式記載の取り扱いと、居宅介護支援費（Ⅱ）の算定に関わる情報連携システムの条件について整理されている。

■栄養・口腔の支援が不要な場合の様式の記載

実施計画書（別紙様式1-1～1-4）のうち、アセスメントの結果として栄養または口腔の介入が不要と判断された場合には、

- ・「具体的支援内容」欄は空欄で差し支えない
- ・ただし、「特記事項」欄にその旨を明記することが必要

■居宅介護支援費（Ⅱ）におけるシステム要件

本加算の算定には、「ケアプランデータ連携システム」の活用が原則となっているが、

- ・これと同等の機能・セキュリティを備えた市販システムの使用も可能
 - ・ただし、厚生労働省の「システム評価検討会」において、同等性が確認されたシステムに限る
- なお、同等と認められたシステム一覧は厚生労働省の下記ページで公表されている：

▶https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_44833.html

（参考資料：<https://www.mhlw.go.jp/content/001473305.pdf>）



ご意見・ご要望は
こちらまで



公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705

Mail js.jimukyoku@roushikyo.or.jp

URL <https://www.roushikyo.or.jp>

Twitter, Facebook, Instagram, LINEでも情報発信中！

 老施協.com



 老施協
デジタル



厚生労働省

介護保険：東日本大震災の被災者への減免支援措置、福島二村の区域解除に伴い一部改正

▶利用者負担・保険料減免措置の継続、福島県飯舘村・葛尾村の帰還困難区域解除を反映

厚生労働省は令和7年3月31日付通知『「東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担等の減免措置に対する財政支援の延長等について」の一部改正について』を発出した。

これは、同日付で福島県飯舘村・葛尾村の一部の帰還困難区域が解除されたことを踏まえたもので、介護保険制度上の減免措置の取り扱いを更新する内容となっている。

■対象となる被保険者と減免措置

- ①避難指示等対象被保険者（旧避難指示区域に住民票があり、他市町村に転出した者を含む）
→ 利用者負担・保険料の減免を継続支援（対象区域ごとに期限あり）
- ②帰還困難区域の上位所得層（所得基準：合計所得金額633万円以上）
→ 令和7年9月30日までの利用分を対象に減免。10月以降の扱いは別紙2で規定。
- ③その他の被災者（避難指示区域等に該当しない地域や上位所得層）
→ 特別調整交付金により一部減免支援継続。令和8年度の支援内容は今後通知予定。

■減免証明書の取り扱い

- ・利用時には有効期限内の免除証明書の提示が必須。期限切れの場合は市町村窓口で更新申請が可能。
- ・認定票の印字期限は対象区域により異なり、最大で令和8年2月末までの有効期間が設定される。
- ・総合事業の利用者についても同様に財政支援の対象となる。

■財政支援の内訳と交付方法

- ・減免額の10分の2を「災害臨時特例補助金」、10分の8を「特別調整交付金」として交付。
- ・減免期間に応じて令和7年度・8年度の予算で別々に交付対応が取られる。

■注意点と今後の動き

- ・支援措置は令和7年度政府予算案の成立が前提。
- ・詳細な補助率・対象条件は、令和6年度以前の通知内容（8月・9月の局長通知など）もあわせて確認が必要。

（参考資料：<https://www.mhlw.go.jp/content/001470064.pdf>（リーフレット含む））



ご意見・ご要望は
こちらまで



公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705

Mail js.jimukyoku@roushikyo.or.jp

URL <https://www.roushikyo.or.jp>

Twitter, Facebook, Instagram, LINEでも情報発信中！

老施協.com



老施協
デジタル



厚生労働省

LIFE第2回説明会の動画・資料を公開—令和6年度改定を踏まえた利活用推進へ

▶介護事業所・自治体向けにYouTube配信、フィードバック機能の理解促進を図る

厚生労働省は4月4日、「科学的介護情報システム（LIFE）第2回説明会の動画および資料について」を公開したことを全国の自治体・関係団体に通知した。

説明会は、令和6年度介護報酬改定に対応したフィードバックや活用方法への理解を深めることを目的として、3月13日および14日に開催されたものである。

■説明会の構成と対象

①介護施設・事業所向け

- ・開催日：令和7年3月13日（木）、14日（金）
- ・内容：LIFEの概要、加算要件との関係、入力・活用方法 等
- ・動画URL：https://www.youtube.com/watch?v=BEFX8g_mG9c

②自治体向け

- ・開催日：令和7年3月13日（木）
- ・内容：LIFE情報と介護保険事務の連携、自治体支援のあり方 等
- ・動画URL：https://www.youtube.com/watch?v=QHqrZ_Yff4Y

■資料の公開先

当日使用した説明資料は、以下の厚生労働省Webサイトに掲載されている：

▶[科学的介護情報システム（LIFE）について](#)

■周知の依頼

- ・都道府県・市町村に対し、地域内の介護事業者への情報共有を依頼。
- ・介護保険関係団体には、会員事業所への周知協力を依頼。

質問・問い合わせは事務局メール（life_zimukyoku@ml.mri.co.jp）まで。



ご意見・ご要望は
こちらまで



公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705

Mail js.jimukyoku@roushikyo.or.jp

URL <https://www.roushikyo.or.jp>

Twitter, Facebook, Instagram, LINEでも情報発信中！

 老施協.com



 老施協
デジタル



厚生労働省

医療・介護の個人情報の取扱いのためのガイダンスを一部改正 —SNS活用や研修記録の保存等に対応

▶実務上の留意点を具体的に整理、Q&A事例集も同時に改正

厚生労働省は4月1日、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」の一部改正と、それに対応するQ&A事例集の改訂版を公表した。

今回の改正は、近年のICT活用やSNSの普及、災害時対応等を踏まえ、実務面での取扱い指針を明確化した内容となっている。

■主な改正ポイント

①SNS等による情報発信への対応

- ・入所者・職員の写真・動画をSNSで発信する際の同意取得について、より明確なガイドラインを提示。
- ・「家族の同意のみで投稿するのは不適切」との注意が強調された。

②災害時の個人情報の取扱い

- ・安否確認や救護活動時の情報提供について、本人同意なしで提供可能な例を追加。
- ・「生命・身体の保護」を優先する観点から、対応基準を補足。

③研修・教育の記録保存

- ・個人情報保護に関する研修の実施記録は「少なくとも2年間」保存が推奨されることが明記された。

④従業者の守秘義務

- ・退職後も守秘義務が続くこと、同意取得やマニュアル整備の重要性を再確認。

⑤委託契約・再委託時の注意事項

- ・外部事業者への業務委託時、個人情報の取扱いに関する「契約書面の締結」が必要であることが強調された。

■Q&A（事例集）の主な追加・修正

- ・入所者の誕生日写真を広報誌に掲載してよい？→本人または家族の明確な同意が必要。
- ・感染症対策で外部機関に情報提供する場合の範囲
→医師の指示の下、必要最小限の範囲で提供可能。
- ・研修時に実在する事例を用いてよい？
→匿名化と目的の明確化が前提。本人特定が困難な形式であれば許容。

(参考資料：<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html>)



ご意見・ご要望は
こちらまで



公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705

Mail js.jimukyoku@roushikyo.or.jp

URL <https://www.roushikyo.or.jp>

Twitter, Facebook, Instagram, LINEでも情報発信中！

老施協.com



独立行政法人福祉医療機構（WAM）

社会福祉法人の経営に厳しさ：業況・資金繰り・人手ともに悪化傾向

▶3月調査結果を公表、物価高や人材不足が深刻化

独立行政法人福祉医療機構（WAM）は4月4日、「社会福祉法人経営動向調査（令和7年3月実施）」の結果を公表した。

本調査は、特別養護老人ホーム（特養）を運営する社会福祉法人537法人を対象に、Web上で実施（有効回答数366、回答率68.2%）されたもので、法人経営の実態と今後の見通しが浮き彫りとなっている。

■社会福祉法人全体の傾向

- ・業況DI：△15（前回比△11pt）
- ・サービス活動収益DI：△15（△12pt）
- ・資金繰りDI：△19（△2pt）
- ・従業員数DI：△65（△2pt）

経営上の課題では、「人件費以外の経費の増加」を挙げた法人が64.2%と、前回より5.4ポイント増加し、物価高の影響が明確に表れた。

■特別養護老人ホーム（特養）の傾向

- ・収益DI：△14（△14pt）
- ・収支DI（黒字－赤字）：1（△9pt）
- ・従業員数DI：△60（+2pt）

利用者単価の見直しや定員割れの影響などから、特養においても経営の不透明感が強まっている。

■令和6年度の見通し

- ・収益が「増加」見込みの施設：20.5%
- ・収益が「減少」見込みの施設：21.6%
- ・収支差額が「減少」見込みの施設：31.9%

全体として、収支の改善を見込む法人よりも悪化を見込む法人の方が多い状況となっている。

■調査結果・詳細はこちら

WAMの公式ページにて調査データや過去分とあわせて公開中

<https://www.wam.go.jp/hp/sh-survey/>

（参考資料）

<https://www.wam.go.jp/hp/wp-content/uploads/pr2502.pdf>（プレスリリース）



ご意見・ご要望は
コチラまで



公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705

Mail js.jimukyoku@roushikyo.or.jp

URL <https://www.roushikyo.or.jp>

Twitter, Facebook, Instagram, LINEでも情報発信中！

 老施協.com



 老施協
デジタル



独立行政法人福祉医療機構（WAM）

コロナ対応融資の返済条件変更に関するご案内（WAM）

▶ 経営悪化などに伴う返済負担軽減のための相談受付

独立行政法人福祉医療機構（WAM）は、「新型コロナウイルス対応支援資金」をご利用中の法人・個人事業者に対し、返済条件の変更に関する相談受付を行っている。現在の返済条件での支払いが困難な場合には、経営状況等を踏まえた柔軟な見直しが可能。

■対象者

- ・令和2年～令和5年に「経営資金」や「長期運転資金」としてコロナ対応資金の融資を受けた方
- ・他の通常資金の併用がない「コロナ資金のみ」の利用者（併用の場合は別途相談）

■提出資料一覧（郵送提出）

- ①返済方法変更願（Excel形式）▶ ダウンロード：[WAM公式サイト](#)
- ②直近2カ年の決算書、③資金繰り表、④合計残高試算表、⑤改善計画書（作成済みの場合）、⑥他金融機関の返済予定表、⑦法人（または施設）概要資料、⑧その他参考資料（状況により追加依頼あり）

■提出先・連絡先

- ・送付先：〒105-8486 東京都港区虎ノ門4-3-13
ヒューリック神谷町ビル コロナ資金管理室 債権業務課
- ・電話問い合わせ：コールセンター 0570-550-210（平日9:00～17:00）

■手続きと注意事項

- ・返済条件変更には審査が必要で、結果によっては希望に添えない場合もあり
- ・審査と手続き完了まで3カ月程度を要する
- ・返済条件の変更完了までは、現行条件での支払いを継続
- ・変更相談中でも、返済継続可能かの確認のために追加資料提出を依頼する場合あり
- ・手続き後は、債権回収会社（サービサー）からの連絡により調整が行われる
（例）エム・ユー・フロンティア債権回収（MUフロンティア）、三菱HCキャピタル債権回収等

■補足

返済相談はあくまで「検討受付」であり、申し出＝即変更ではない点に注意。経営の見通しや支援体制の確認を通じて、必要な調整が図られる。

詳細・最新情報はWAM公式サイトにて確認可能

▶ <https://www.wam.go.jp/hp/covid19-loan-repayment-consultation/>



ご意見・ご要望は
コチラまで



公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705

Mail js.jimukyoku@roushikyo.or.jp

URL <https://www.roushikyo.or.jp>

Twitter, Facebook, Instagram, LINEでも情報発信中！

老施協.com



告知

依頼

3/28	全国老施協	経営戦略セミナー第三弾 開催案内
3/14	全国老施協	経営戦略セミナー第二弾 開催案内
3/14	全国老施協	経営戦略セミナー第一弾（再配信）開催案内（期間延長）
4/4	全国老施協	第17回介護作文・フォトコンテスト デジタル作品集 リリース開始！
4/4	全国老施協	人材確保と多様性のある組織づくりのために 経営戦略としての女性活躍推進研修
4/4	全国老施協	【女性応援プログラムin広島】 動画掲載を開始いたしました！！
3/28	全国老施協	軽費老人ホーム・ケアハウス経営改善推進セミナー 開催概要
3/28	全国老施協	養護老人ホーム経営改善推進セミナー 開催概要
3/21	全国老施協	「外国人介護人材受入れ制度早わかりガイド」のご案内
原則 毎週水曜	相談支援	法律相談窓口（JS リーガルサポート）
4/11	福祉医療機構	物価高騰の影響を受けた施設等に対する経営資金又は長期運転資金のお知らせ ←NEW



ご意見・ご要望は
コチラまで



公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705
Mail js.jimukyoku@roushikyo.or.jp
URL <https://www.roushikyo.or.jp>

Twitter, Facebook, Instagram, LINEでも情報発信中！

 老施協.com



 老施協
デジタル



協力医療機関と実効性のある連携体制を構築するために

解説動画：高齢者施設等と医療機関の連携強化

全国老施協・令和6年度経営戦略セミナー(第三弾)のご案内

令和6年度介護報酬改定において、高齢者施設等における医療ニーズへの対応強化や協力医療機関との連携強化に向けて、各種見直しが行われました。

本動画では全国老施協が公開している「医療と介護の連携に関する様式例(対応施設の参考事例)」について、ある一般市における活用事例を交えて解説していますので、ぜひご受講いただきますようお願い申し上げます。

○セミナー概要

開催方式	オンデマンド動画配信(動画時間:約17分)
動画内容	〔目次〕 目指しているもの、令和6年度介護報酬改定の概要、医療と介護の連携の現状、協力医療機関との連携(事例)、協力医療機関との連携(契約) ※動画は3月20日時点の情報をもとに作成しています。
講師	古谷 忠之 公益社団法人 全国老人福祉施設協議会 参与
配信期間	令和7年3月28日(金)～6月30日(月)まで
申込方法	全国老施協ホームページからお申込願います。 ・会員の方は コチラ から(会員ログイン後、申込ページが表示されます) ・非会員の方は コチラ から ※ お申込みは令和7年6月13日(金)まで
受講対象	特養(地密含む)、特定施設(地密含む)、グループホーム、養護、軽費など協力医療機関との連携が見直された施設・居住系サービスの管理者等
受講費用	会員施設：無料 非会員施設：2,000円
問合せ先	公益社団法人全国老人福祉施設協議会 (担当) 松岡・佐々木・吉沢・高橋 TEL：03-5211-7700 e-mail： js.03@roushikyo.or.jp

生産性向上・職場環境改善等による更なる賃上げ等の支援

解説動画：介護人材確保・職場環境改善等事業

全国老施協・令和6年度経営戦略セミナー(第二弾)のご案内

本動画でご説明する「介護人材確保・職場環境改善等事業」は、介護職員等処遇改善加算を取得する施設が対象となる、賃金の引き上げと職場環境改善の実施を目指した交付金事業です。

補助要件や使途についてこれまでの支援補助金と異なる部分もありますので、ぜひご受講いただきますようお願い申し上げます。

○セミナー概要

開催方式	オンデマンド動画配信
動画内容	事業概要とともに補助対象となる諸要件（3月10日時点）を解説します。 （動画時間:約18分） 〔目次〕 対象事業所、対象者、補助額、補助金の要件、補助対象経費（職場環境改善経費/人件費）、都道府県知事への届出
講師	小泉 立志 公益社団法人 全国老人福祉施設協議会 副会長 社会保障審議会 介護給付費分科会 委員
配信期間	令和7年3月12日（水）～4月30日（水）まで
申込方法	全国老施協ホームページからお申込願います。 ・会員の方は コチラ から（会員ログイン後、申込ページが表示されます） ・非会員の方は コチラ から ※ お申込みは令和7年4月18日（金）まで
受講対象	交付金の取得を考えている施設・事業所の管理者等
受講費用	会員施設：無料 非会員施設：2,000円
問合せ先	公益社団法人全国老人福祉施設協議会 （担当）松岡・佐々木・吉沢・高橋 TEL：03-5211-7700 e-mail： js.03@roushikyo.or.jp

生産性向上(業務効率化)の取り組みを広げるためのスタートライン

解説動画:生産性向上推進体制加算(Ⅱ)

全国老施協・令和6年度経営戦略セミナー(第一弾)の再配信のご案内

令和6年度介護報酬改定において、介護業界全体で生産性向上の取組を図るため、特養などに生産性向上推進体制加算が創設されました。

今回ご説明する「生産性向上推進体制加算(Ⅱ)」は、取組を始めた全ての施設が取得できる仕組みとなっています。全国老施協としても、取得すべき加算であり、各施設の将来に向けて継続しなければならない取組として推進しています。

詳細については下記の概要を参照いただき、加算の取得を躊躇されている施設におかれましては、ぜひご受講いただきますようお願い申し上げます。

介護職員等処遇改善加算や令和6年度補正予算事業における
生産性向上関連要件に資する内容となります。

○セミナー概要

開催方式	オンデマンド動画配信
動画内容	加算の概要と届出書を示しながら、下記の算定要件について加算取得施設の事例をもとに解説します。(動画時間:約25分) 要件1:介護機器の活用 要件2:利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会 要件3:厚生労働省への実績報告 ※厚生労働省に研修資料の有効性を認めていただいています ※本動画内容は7月に配信したものと同様です。
講師	岩井 広行 全国老施協 ロボット・ICT 推進委員会委員長
配信期間	令和6年12月17日(火)～令和7年3月31日(月)→4月30日(水)
申込方法	全国老施協ホームページからお申し込みします。 ・会員の方は コチラ からお申し込みください。(会員ログインの後、申込ページが表示されます) ・非会員の方は コチラ からお申し込みください。 ※前回公開時と動画公開方法が異なるため、再受講されたい方につきましてもお申込みをお願いします。 ※お申込みは令和7年4月18日(金)まで受付します。
受講対象	加算取得を考えている施設・事業所の管理者等
受講費用	会員施設:無料 非会員施設:2,000円
問合せ先	公益社団法人全国老人福祉施設協議会 (担当) 松岡・佐々木・鈴木・吉沢・高橋 TEL:03-5211-7700 e-mail: js.03@roushikyo.or.jp

施設内での閲覧や受賞作品の紹介をはじめとした広報の用途に限り
ご自由に印刷等をしてご利用いただけます



第17回介護作文・フォトコンテスト デジタル作品集 リリース開始！

デジタル作品集はQRコードもしくはこちらから

問い合わせ先

公益社団法人全国老人福祉施設協議会

事務局 担当：松村

電話：03-5211-7700 メール：js.02@roushikyo.or.jp



人材確保と多様性のある組織づくりのために 経営戦略としての女性活躍推進研修

目的

経営層が女性活躍推進の必要性やメリットを理解し、一步を踏み出すヒントを得ることや、経営戦略として女性の介護職員を採用～定着～育成・登用していくために必要な職場環境づくり・教育体制の進め方を理解すること。

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 主催 | 公益社団法人全国老人福祉施設協議会 |
| 2 | 開催形式 | オンデマンド動画配信 |
| 3 | 申込期間 | 令和7年4月4日～令和7年6月6日 |
| 4 | 配信期間 | 令和7年4月11日～令和7年6月13日 |
| 5 | 受講費 | 無料 |
| 6 | 受講対象 | 高齢者福祉・介護施設の施設長や法人理事長、事務長をはじめとした経営者層 |
| 7 | 申込方法 | 全国老施協ホームページ
(https://www.roushikyo.or.jp/index.html) の「募集・申込」⇒「研修・動画・資料等の申込」にアクセス
いただき、お申し込みください。 |

※必ず会員登録のうえご購入ください

8 プログラム

1.基礎知識編（約20分）

- ・介護業界での女性活躍推進の意義と効果を紹介
- ・女性活躍推進法の紹介

2.実践編（約20分）

- ・女性活躍推進のステップをワークを通じて解説

9 問い合わせ

公益社団法人全国老人福祉施設協議会
(担当：松村)

〒102-0093

東京都千代田区平河町2-7-1 塩崎ビル7F

TEL : 03-5211-7700 FAX : 03-5211-7705

E-mail: js.02@roushikyo.or.jp

固定概念をBreakingDown

まずはその第一歩！

【女性応援プログラムin広島】 動画掲載を開始いたしました!!

※女性管理職ロールモデルの横展開に向け、モデル的に広島県・市に所在する会員施設の非管理職女性職員を対象に行った研修です

介護現場における**女性職員**の方！
是非ともご視聴ください！！

- ◆ 介護現場職員から施設長等のリーダー層までキャリアアップされた方の経験談が聞けます。
- ◆ キャリアアップすることや管理職へのイメージが変わるかもしれません。
- ◆ まずは第一歩として、自分が施設長になったら、どのように業務に取り組みたいか一緒に考えてみませんか？

／研修受講生からの声／



女性だけに限らず上に立つ人は大変なイメージがあるけど、そのイメージが少し変わったような気がします。

女性のキャリアアップについて考えるきっかけになった。環境や働き方を変えるために自分に何ができるか考えてみたいと思う。



💡 下記にて動画を掲載中 💡

詳しくは、下記のURLもしくはQRコードよりご覧ください👉

【研修動画】



【 <https://x.gd/vwHby> 】

【研修動画掲載サイト】



【 <https://x.gd/UbqhW> 】

軽費老人ホーム・ケアハウス経営改善推進セミナー 開催概要

本セミナーでは地方交付税の仕組みを理解し、軽費老人ホーム・ケアハウスの事務費等の適正な改定と今後の方策の研鑽を積むとともに、軽費老人ホーム・ケアハウスに求められている義務化や成年後見制度とカスタマーハラスメント対策、ロボット・ICTの導入についても知見を広め、軽費老人ホーム・ケアハウスの経営改善の推進を目的とします。

○セミナー概要

開催方式	オンデマンド動画配信
タイトル 講師	①地方交付税の理解 【約 90 分】（約 30 分× 3 本） 林 正義 氏（東京大学大学院 経済学研究科・経済学部 教授） ②軽費老人ホーム・ケアハウス事務費の適正な改定とその事例 【約 40 分】 中川 勝喜（全国老施協 軽費ケアハウス部会 部会長） ③軽費老人ホーム・ケアハウスにおける義務化への対応 【約 30 分】 瀬戸 雅嗣（全国老施協 軽費ケアハウス部会 担当副会長） ④成年後見制度とカスタマーハラスメント対策【約 25 分】 真下 美由起 氏（ましも法律事務所 弁護士） ⑤軽費老人ホーム・ケアハウスとロボット・ICT の導入 【約 35 分】 紀伊 信之 氏（日本総合研究所 高齢社会イノベーショングループ部長）
配信期間	令和 7 年 3 月 28 日（金）～6 月 27 日（金）まで
申込期間	令和 7 年 3 月 26 日（水）～5 月 30 日（金）まで
申込方法	全国老施協ホームページ（下記 URL）からお申込願います。 【掲載 URL】 https://x.gd/WGHBy
受講対象	軽費老人ホーム・ケアハウスの理事長、施設長、生活相談員等
受講費用	会員施設：2,000 円 ／ 非会員施設：4,000 円
問合せ先	公益社団法人全国老人福祉施設協議会 （担当）佐々木 TEL：03-5211-7700 e-mail： js.03@roushikyo.or.jp

養護老人ホーム経営改善推進セミナー 開催概要

令和４年からは地方交付税措置による支援員の処遇改善、令和６年からは「介護報酬改定を踏まえた対応」のみならず「地方自治体独自の改定」への対応が厚労省通知により市町村に求められていますが、その対応は自治体により温度差が大きく異なる中、本セミナーでは各施設の所在自治体の対応改善に向けて、制度の仕組みや根拠、改定を行った事例を学び、交渉の実践につなげ、あわせて経営改善の推進を図ることを目的とします。

○セミナー概要

開催方式	オンデマンド動画配信
タイトル 講師	①地方交付税の理解 【約 90 分】（約 30 分× 3 本） 林 正義 氏（東京大学大学院 経済学研究科・経済学部 教授） ②養護老人ホームの措置費改定に関する地方交付税等の概要 【約 40 分】 利光 弘文（全国老施協 養護老人ホーム部会 部会長） ③養護老人ホーム措置費の適正な単価改定について～いわゆる「地方自治体独自の改定」の実例のわかち～ 【約 30 分】 平岡 毅（全国老施協 養護老人ホーム部会 副部会長） ④措置制度と養護老人ホームをめぐる課題～その法的根拠から考える～ 【約 20 分】 高田 清恵 氏（琉球大学 人文社会学部 国際法政学科 教授） ⑤養護老人ホームの空室率の改善のためにー老人福祉法の原点に返ってー 【約 50 分】 高野 洋一 氏（社会福祉法人 生光会 養護老人ホーム長安寮 施設長）
配信期間	令和 7 年 3 月 28 日（金）～6 月 27 日（金）まで
申込期間	令和 7 年 3 月 26 日（水）～5 月 30 日（金）まで
申込方法	全国老施協ホームページ（下記 URL）からお申込願います。 【掲載 URL】 https://x.gd/JvaMh
受講対象	養護老人ホームの理事長、施設長、生活相談員等
受講費用	会員施設：2,000 円 ／ 非会員施設：4,000 円
問合せ先	公益社団法人全国老人福祉施設協議会 （担当）佐々木 Tel：03-5211-7700 e-mail： js.03@roushikyo.or.jp

「外国人介護人材受入れ制度早わかりガイド」 のご案内

全国老施協では、「外国人介護人材受入れ制度早わかりガイド 2025」を作成いたしました。本ガイドブックでは、外国人介護人材の受入れに関する各種制度の概要、メリット・デメリット、受入れの流れ等を掲載しています。また、新たに導入される育成就労制度についても詳しく解説しています。

ガイドブックはPDF形式でいつでも閲覧や印刷が可能です。

外国人介護人材の受入れをご検討するにあたりましては、ぜひご活用ください。

下記 URL をクリックまたは QR コードの読み取りをすると、
全国老施協の HP へ移行します。



[「外国人介護人材受入れ制度早わかりガイド」のご案内](#)

(ガイドブック表紙)



法律相談窓口（J S リーガルサポート）の開設日のお知らせ

公益社団法人全国老人福祉施設協議会では、会員便益向上の観点から、弁護士による法律相談窓口（J S リーガルサポート）を設置しております。相談窓口の開設日時や具体的な運用については以下のとおりですので、ご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

（J S リーガルサポートの利用）

- ・ J S リーガルサポートを利用される場合には、以下の電話番号にお問い合わせください。

J S リーガルサポートの電話番号：

0 3 - 5 2 1 5 - 7 7 2 5

（4月・5月の開設日時）

下記日程での開設となります。

令和7年4月	2日（水）14：00～17：00 ， 9日（水）14：00～17：00 16日（水）14：00～17：00 ， 23日（水）14：00～17：00 30日（水）14：00～17：00
令和7年5月	7日（水）14：00～17：00 ， 14日（水）14：00～17：00 20日（火）14：00～17：00 ， 27日（火）10：00～13：00

※ 担当弁護士は、宮澤潤法律事務所 長野 佑紀氏

（留意事項）

- ・ J S リーガルサポートの開設日時については変更となる場合があります。その場合は、JSweekly 等により事前に周知いたします。
- ・ 相談内容については、例えば、介護事故に伴う損害賠償等の内容が考えられます。会員と直接関係が認められない相談内容はお受付いたしません。また、介護報酬の解釈・基準等に関する問い合わせについては、J S リーガルサポートではなく JSWEB110 をご活用ください（下記参照）。

全国老施協 HP ⇒ マイページ ⇒ JSWEB110

- ・ J S リーガルサポートの対象として無料法律相談が可能になるのは、1つの案件につき初回の法律相談に限られ、同一案件に関する2回目以降の法律相談についてはJ S リーガルサポートの対象には含まれません。したがって、2回目以降の法律相談等を希望される場合には、各会員と弁護士との間での別途個別契約により御対応ください。
- ・ 同様に、同一拠点に複数の施設・事業所（以下、「施設等」という。）を有する法人に関しては、当該拠点内の1施設等が既に初回の法律相談を利用されている場合には、同一案件については、他の施設等は会員番号が異なる場合であってもJ S リーガルサポートを利用できませんので、法律相談等を希望される場合には、各会員と弁護士との間での別途個別契約により御対応ください。

物価高騰の影響を受けた施設等に対する 経営資金又は長期運転資金のお知らせ

当機構では、物価高騰の影響を受けた福祉医療施設・事業を支援するため、経営資金および長期運転資金のご融資を実施しております。

＜対象となる施設・事業＞

- ① 前年同月などと比較して、物価高騰による費用の増加等のため収支差額の減少や経常赤字の状況にある施設・事業
- ② ①に加え、職員の処遇改善に資する加算等を算定し、職員の処遇改善の取り組みを行っており、経営改善計画書をご提出いただいた施設・事業
(医療貸付のみ)
- ③ ①②に加え、病床数適正化支援事業に係る事業計画（活用意向調査）の提出を行った施設または地域医療構想調整会議において合意を得て、地域のニーズを踏まえた再編・減床を行う施設・事業

融資条件	福祉貸付	医療貸付
対象施設・事業	社会福祉施設等	病院、介護老人保健施設、介護医療院、診療所、助産所、医療従事者養成施設、指定訪問看護事業
償還期間	10年以内	
据置期間	①1年6月以内 ②2年以内	①1年6月以内 ②2年以内 ③5年以内
貸付利率	1.50% ※1	
	直近の事業収益の2月分を上限に ②当初2年間無利子	直近の事業収益（医業収益）の2月分を上限に ②当初2年間無利子 ③当初5年間無利子
無担保貸付 限度額	①500万円 ②次のうち、いずれか高い額 ・500万円 ・直近の事業収益の2月分	①500万円 ②③次のうち、いずれか高い額 ・500万円 ・直近の事業収益（医業収益）の2月分
貸付金の限度額 ※2	(①に該当する場合) 物価高騰の影響を受けた月と前年同月等と比較した際の費用増加額の24倍	・病院：7.2億円 ・介護老人保健施設および介護医療院：1億円 ・その他の施設、事業：4,000万円 (①に該当する場合は上記限度額もしくは、以下のうちいずれか低い金額) ・物価高騰の影響を受けた月と前年同月等と比較した際の費用増加額の24倍
保証人 ※3	適用金利に一定の利率を上乗せる「保証人不要制度」もしくは「個人保証」のいずれかを選択可能	

※1 利率は令和7年4月1日現在のものです。また、金銭消費貸借契約締結時の利率を適用します。
福祉貸付利率表（PDF）もしくは医療貸付利率表（PDF）の「物価高騰対応資金」の利率が適用されますが、貸付条件に応じて変動する場合があります。

※2 無担保貸付限度額を超える分は担保評価額×80%までとなります。
医療貸付において、診療報酬債権担保等をご利用の場合、担保評価額の100%になります。

※3 債権保全等の観点から、機構から保証人をお願いすることがあります。

ご融資には所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。

▼利率表はこちら



お問い合わせ

詳しい条件等については、下記HPをご確認ください。

福祉医療機構ホームページアドレス https://www.wam.go.jp/hp/r6_rising_prices/

